

# 「平成30年度税制改正大綱」 (自由民主党・公明党、平成29年12月14日) における要望実現項目

平成30年1月

公益社団法人 日本医師会

## 一 制度の存続

- (1) ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税。  
 ・ 医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。  
(事業税)

[日医税制要望6頁]

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【税制改正大綱 131 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得(自由診療分)の課税

個人：事業主控除(290万円)を差引後の所得に対して標準税率(5%)による課税

法人：下表の標準税率(平成31年9月30日までの間に開始する事業年度については地方法人特別税との合算税率(\*1))

区 分	普通法人 (資本金1億円以下)		特別法人(医療法人) (*2)	
	平成31年9月30日までの間に開始する事業年度	平成31年10月1日以降に開始する事業年度	平成31年9月30日までの間に開始する事業年度	平成31年10月1日以降に開始する事業年度
所得400万円以下の金額	4.8688%	5.0%	4.8688%	5.0%
所得400万円超800万円以下の金額	7.3032%	7.3%	6.5872%	6.6%
所得800万円超の金額	9.5944%	9.6%	6.5872%	6.6%

\*1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

\*2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

(2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。

(所得税・法人税)

[日医税制要望20頁]

- ・特例措置の存続が認められたもの。

(参考) 所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は対象外。

・内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

## 二 制度の創設等

(1) 企業主導型保育施設を整備する企業への割増償却制度の創設。

(所得税・法人税)

[日医税制要望7頁]

(説明) くるみん税制が廃止となり、新たに企業主導型保育施設を整備する企業への割増償却制度が創設された。

- 青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする（所得税についても同様とする。）。

(注1) 上記の「企業主導型保育施設用資産」とは、事業所内保育施設の新設又は増設とともに幼児遊戯用構築物等の取得等をする場合で、かつ、その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の助成金を受ける場合におけるその事業所内保育施設を構成する建物等及びその幼児遊戯用構築物等をいう。

(注2) 上記の「幼児遊戯用構築物等」とは、保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具、家具及び防犯設備をいう。

【税制改正大綱 84 頁 記載】

(参考) くるみん税制の概要 (現行、適用期限：平成 30 年 3 月 31 日)

企業が、「次世代育成支援対策資産」を一般事業主行動計画に記載した上で導入し、くるみん認定、又は、プラチナくるみん認定を受けた場合に、その資産について、割増償却ができることとするもの。

<全事業主に認められる対象資産>

- ・事業所内保育施設
- ・事業所内保育施設と同時に取得した一定の遊戯具、家具、防犯設備
- ・授乳コーナー
- ・女性用休憩室
- ・更衣室 (男女別)
- ・多目的トイレ
- ・一定のテレワーク用電気通信設備

<医療業、児童福祉事業、老人福祉・介護事業又は障害福祉事業を営む事業主についてのみ認められる対象資産>

- ・乗降補助装置付き自動車
- ・特殊浴槽
- ・特殊寝台
- ・車椅子一体型寝台
- ・移動用リフト
- ・自動排泄処理装置

## (2) 所得拡大促進税制の改組。

(所得税・法人税)

【日医税制要望 10 頁】

### ○ 所得拡大促進税制の改組 (中小企業以外)

(注) 中小企業における所得拡大促進税制については後掲。

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度を改組し、青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給

与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、給与等支給増加額の20%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

① 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が3%以上であること。

② 国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること。

(注1) 設立事業年度は対象外とする。

(注2) 上記の「給与等支給増加額」とは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいう。ただし、改組後の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、現行と同様の調整を行う。

(注3) 上記の「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で次のものをいい、上記の「比較教育訓練費の額」とは、前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額をいう。

イ その法人が教育訓練等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう。）

を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用

ロ 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費

ハ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

(注4) 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、計算の基礎となる継続雇用者の範囲を見直し、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものとするほか、所要の措置を講ずる。なお、計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には、上記①の要件は満たさないものとする。

(注5) 上記の「国内設備投資額」とは、法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額をいい、上記の「減価償却費の総額」とは、その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）をいう。

#### 【税制改正大綱 70-71 頁 記載】

#### ○ 中小企業における所得拡大促進税制の改組

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%以上であると

きは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができることとする。この場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

① 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

② 次のいずれかの要件を満たすこと。

イ 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること。

ロ その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。

(注1) 上記の「中小企業者等」とは、中小企業者又は農業協同組合等をいう。なお、中小企業者のうち適用除外事業者該当するものを除く。

(注2) 上記(1) [本資料3ページ、「○所得拡大促進税制の改組(中小企業以外)」のこと：引用者注] の制度との選択適用とする。

(注3) 上記(1) [本資料3ページ、「○所得拡大促進税制の改組(中小企業以外)」のこと：引用者注] の(注1) から(注4) までは、上記においても同様とする。

#### 【税制改正大綱 73-74 頁 記載】

(参考) 所得拡大促進税制の概要(現行、適用期限:平成30年3月31日)

青色申告を提出している法人(又は個人事業主)が、下記①～③の全ての要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%を法人税額(又は所得税額)から控除(税額の10%(中小企業者等(注)は20%)が上限)できる。

要件①雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上  
になっていること

要件②雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること

要件③平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること

(注) 中小企業者とは

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合(1つの法人により50%又は複数の法人合計で3分の2)以上を大規模法人(資本金の額が1億円超の法人、その他一定の法人)に所有されていない法人、及び資本若しくは出資を有しない法人又は個人で常時使用する従業員の数が1,000人以下のもの。

### (3) 情報連携投資等の促進に係る税制の創設。

(所得税・法人税)

#### ○ 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の革新的データ活用計画（仮称）の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の場合において、情報連携利活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の5%（上記（1）①〔本資料3ページ、「○所得拡大促進税制の改組（中小企業以外）」の①のこと：引用者注〕の要件を満たさない場合には、3%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%（上記（1）①〔本資料3ページ、「○所得拡大促進税制の改組（中小企業以外）」の①のこと：引用者注〕の要件を満たさない場合には、15%）を上限とする（所得税についても同様とする。）。

（注1）上記の「一定の場合」とは、その新設又は増設をしたソフトウェアの取得価額の合計額（そのソフトウェアとともに取得又は製作をした機械装置又は器具備品がある場合には、これらの取得価額の合計額を含む。）が5,000万円以上の場合をいう。

（注2）上記の「情報連携利活用設備」とは、上記（注1）のソフトウェア、機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除く。なお、機械装置は、データ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又はデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示を受けるものに限る。

（注3）上記の「データ連携・利活用」とは、革新的データ活用計画に基づく生産性向上の実現のための臨時措置法の革新的データ活用（仮称）のうち次の要件を満たすものをいう。

#### ① 次のいずれかに該当すること。

イ 他の法人若しくは個人が収集若しくは保有をするデータ又は自らがセンサーを利用して新たに取得するデータを、既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること。

ロ 同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること。

#### ② 次の全てが行われること。

イ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データの継続的かつ自動的な収集及び一体的な管理

ロ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データ同士の継続的な連携及び分析

ハ 上記ロの分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示

- ③ 上記②イからハまでを行うシステムのセキュリティの確保等につきセキュリティの専門家が確認をするものであることその他の要件を満たすこと。

【税制改正大綱 71-72 頁 記載】

(補足説明 1) 適用対象となる設備等の具体的内容については、今後、政省令で示される見込み。

(補足説明 2) 一定の大企業に該当する法人は、上記の税額控除は適用できない。

**(4) 生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）による固定資産税軽減措置の創設。  
（固定資産税・都市計画税）**

(説明) 「中小企業等経営強化法による固定資産税軽減措置」が適用期限（平成31年3月31日）をもって廃止となり、「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）による固定資産税軽減措置」が創設された。したがって、平成30年度については、「中小企業等経営強化法による固定資産税軽減措置」と「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）による固定資産税軽減措置」が並存することとなる。

- 生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村の導入促進基本計画（仮称）に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画（仮称）に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるもののうち、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講ずる。

上記の特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、適用期限をもって廃止することとし、関係規定を削除する。

(注1) 上記の「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(注2) 上記の「一定の機械・装置等」とは、次の全てを満たすものとする。

- ① 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%

以上向上するもの

② 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの

イ 機械・装置 10年以内

ロ 測定工具及び検査工具 5年以内

ハ 器具・備品6年以内

ニ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）14年以内

③ 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの

イ 機械・装置 160万円

ロ 測定工具及び検査工具 30万円

ハ 器具・備品 30万円

ニ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）60万円

（注3）上記の関係規定の削除は、平成31年4月1日から施行する。

【税制改正大綱 57-58 頁 記載】

（参考）中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例の概要

（現行、適用期限：平成31年3月31日）

#### 1. 対象設備

- ・ 中小企業者（注）が中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた経営力向上計画に基づき取得する新規の下の表の設備

（注）中小企業者：資本金もしくは出資金1億円以下法人（大企業の子会社除く）、  
資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、  
常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一つの 取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具（*1）	測定器具及び 検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（*1）	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（*1, 2）	全て	60万円以上	14年以内

\*1 工具・器具備品、建物附属設備については、医療業・介護事業は東京都を除く。

\*2 償却資産として課税されるものに限る。

2. 特例 固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。

### 三 制度の改善

(1) たばこ税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し。  
(たばこ税・地方たばこ税)

[日医税制要望11頁]

○ (1) たばこ税率の引上げ

① 国及び地方のたばこ税の税率を、次のように引き上げる。

		現行	改正案
国のたばこ税	1,000本につき	5,302円	6,802円
地方のたばこ税	1,000本につき	6,122円	7,622円
道府県たばこ税	1,000本につき	860円	1,070円
市町村たばこ税	1,000本につき	5,262円	6,552円
合計	1,000本につき	11,424円	14,424円

(注) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率を、1,000本につき、14,424円（現行：11,424円）に引き上げる。

② 上記①の改正は、平成30年10月1日から実施するが、激変緩和等の観点や予見可能性への配慮から、税率改正の実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。

- イ 第一段階 平成30年10月1日
- ロ 第二段階 平成32年10月1日
- ハ 第三段階 平成33年10月1日

③ 上記②による税率改正の実施時期における具体的な税率は、1,000本につき、次のとおりとする。

	現行	改正案		
		第一段階	第二段階	第三段階
国のたばこ税	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円
地方のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
道府県たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
市町村たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
合計	11,424円	12,424円	13,424円	14,424円

(注) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率を、1,000本につき、第一段階で12,424円（現行：11,424円）に、第二段階で13,424円に、第三段階で14,424円に引き上げる。

④ 平成27年度税制改正において講じた旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税の税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率は、同年9月30日まで適用する。

(注) 上記の「旧3級品」とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

- ⑤ 手持品課税を実施する。
  - ⑥ その他所要の措置を講ずる。
- (2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

① 課税区分の新設

たばこ税法及び地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設ける。

② みなし製造たばこの整備

加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者が製造したものを除く。）は、製造たばこことみなしてたばこ税法及び地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分は加熱式たばことする。

③ 紙巻たばこの本数への換算方法の見直し

加熱式たばこの課税標準は、次のイ及びロによって換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。

イ 加熱式たばこの重量に基づく換算方法に用いる重量は、フィルターその他の一定の物品の重量を含まない重量とし、当該重量0.4gをもって紙巻たばこの0.5本に換算する。

ロ 加熱式たばこの小売定価に基づく換算方法を導入し、紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算する。

(注1) 上記の「小売定価」とは、たばこ事業法第33条の規定により、財務大臣の認可を受けた製造たばこの価格をいう。なお、小売定価のない加熱式たばこについては、一定の方法により算出した金額によることとする。

(注2) 上記の「加熱式たばこの小売価格」は、小売定価から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額とする。

(注3) 上記の「紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額とする。

④ 上記①から③までの改正は、平成30年10月1日から実施するが、上記③の改正は、激変緩和等の観点から、その実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。

イ 第一段階 平成30年10月1日

ロ 第二段階 平成31年10月1日

ハ 第三段階 平成32年10月1日

ニ 第四段階 平成33年10月1日

ホ 第五段階 平成34年10月1日

- ⑤ 上記③の改正に係る上記④の実施時期における加熱式たばこの具体的な課税標準は、次のとおり、現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数（⑤において「現行の換算本数」という。）及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数（⑤において「新換算本数」という。）のそれぞれに一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。

		現行の換算方法	改正後の換算方法
現行		現行の換算本数×1.0	—
改正案	第一段階	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2
	第二段階	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4
	第三段階	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6
	第四段階	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8
	第五段階	—	新換算本数×1.0

- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

【税制改正大綱96-99頁 記載】

#### 四 検討事項等

##### (1) 医療に係る消費税のあり方の検討。

(消費税)

【日医税制要望 1 頁】

- 「検討事項」として以下の通り記載。

医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。

【税制改正大綱131頁 記載】

##### (2) 医療の設備投資に関する特例措置（税額控除・特別償却）の検討。

(所得税・法人税・登録免許税)

【日医税制要望 3 頁】

- ・ 「長期検討」項目とされた。

### (3) 個人に係る事業承継に係る税制上の措置の検討。

(相続税・贈与税)

[日医税制要望 4 頁]

- 「検討事項」として以下の通り記載。

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

【税制改正大綱130-131頁 記載】

### (4) 子育て支援に要する費用に係る税制措置の検討。

(所得税)

[日医税制要望 7 頁]

- 「基本的考え方」として以下の通り記載。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取組みを進める必要がある。

【税制改正大綱 5 頁 記載】

以上